

社会福祉法人成光会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 成光会（以下「法人」という）の、役員（理事及び監事）及び評議員の報酬等について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 役員等とは、当法人の理事、監事及び評議員をいう。

2 常勤理事とは社会福祉法人成光会で週36時間以上の業務を行う者とする。

3 役員等のうち、常勤理事以外の者を非常勤役員等とする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、次の通り報酬等を支給する。

(1) 常勤理事については、役員報酬及び役員退職金を支給する。

(2) 非常勤役員等については、業務に応じた役員報酬及び費用弁償規定に基づく実費弁償費を支給する。役員退職金は支給しない。

(3) 常勤理事が職員を兼務している場合には、職員給与と役員報酬を併給する。

(4) 職員が非常勤理事を兼務している場合には、職員給与と非常勤理事報酬を併給する。

2 常勤理事に対する役員退職金は、理事として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(常勤理事の報酬等の算定方法)

第4条 常勤理事に対する役員報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 常勤理事の役員報酬については、別表第1に定める額

(2) 役員退職金については、常勤役員退職金規定に定める額

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第5条 非常勤役員等に対する役員報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 役員報酬については、別表第2に定める額
- (2) 実費弁償費については、費用弁償規定に定める額

(出張旅費)

第6条 第4条 役員等が職務のため出張をしたときは、出張・旅費規程に基づき、交通費、日当、宿泊費（以下「交通費等」）を支給することができる。

(当法人職員給与との併給)

第7条 常勤理事のうち、当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員報酬は、別表第3の定めによるものとする。

(報酬等の支給方法)

第8条 役員等に対する役員報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 常勤理事の役員報酬については、毎月15日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、職員給与第5条に準じた日とする。
- (2) 非常勤役員等に対する役員報酬等は、業務を行った都度支給する。
- (3) 役員退職金については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後6か月以内に支給する。

(役員報酬の総額)

第9条 常勤理事に対する役員報酬総額は年額1260万円を超えないものとする。

2 非常勤理事及び監事に対する役員報酬総額は、年額30万円を超えないものとする。

3 理事が職員を兼務している場合の職員給与は、1項及び2項の役員報酬総額に含まない。

4 実費弁償規定にもとづき支給される実費弁償費及び旅費規程に基づき支給される旅費等は、1項及び2項の役員報酬総額に含まない。

(改廃)

第10条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は、令和6年4月1日より施行する。

別表1（常勤理事の役員報酬）

役職名	報酬の額
理事長	月額 1000,000円
常勤理事	月額 50,000円

別表2（非常勤役員等の役員報酬）

（1）評議員

	日額
評議員会への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円

（2）非常勤理事

	日額
理事会等会議への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円

（3）監事

	日額
監事監査等への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円

別表3（職員給与との併給）

当法人職員を兼務し、職員給与を支給している常勤役員に対しては、職員給与と役員報酬を併給する。

役職名	役員報酬額
理事長	月額 700,000円
常勤理事	月額 50,000円

当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、役員報酬等と職員給与の合計が下記の範囲内において役員報酬等を支給する。

役職名	月次報酬等合算上限額
理事長	合算上限月額 1,200,000円
常勤理事	合算上限月額 600,000円